

○議長（吉田敏郎）

日程第10 議案第30号 令和2年度開成町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第30号 令和2年度開成町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度開成町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億7118万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5918万5000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月30日提出、開成町長、府川裕一。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入、第14款国庫支出金、右のページに移りまして、歳出、第2款総務費から第13款予備費までの3款について、それぞれ、18億7118万5000円を増額補正するものでございます。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の中の、特別定額給付金給付事務費補助金が1,504万円、それから、特別定額給付金給付事業費補助金が18億3,000万円とするものでございます。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

続きまして、3目民生費国庫補助金、説明欄でございます。子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金100万5,000円、次の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金2,514万円の計上でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活支援策として、児童手当を受給する世帯に、1人当たり1万円を臨時特別給付金として支払うための事業費及び特別給付金に対する国からの10分の10補助金でございます。

1ページおめくりください。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、12ページ、13ページ、歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、7目電算管理費でございます。こちらにつきましては、特別定額給付金の支給及び子育て世帯臨時特別給付金に係りますシステム改修費用の、組合への負担金となっております。

続きまして、11目特別定額給付金給付関係費になります。まず報酬になります。給付金事務に従事します会計年度任用職員報酬3名分を想定しております。続きまして、職員手当等になります。こちらは、給付金事務に従事する職員の時間外勤務手当となっております。続きまして、需用費、消耗品費から印刷製本費、こちらにつきましては必要物品の調達費、光熱水費は電気代を想定しております。次に、通信運搬費になります。こちらは、申請書の郵送経費や電話代を想定しております。続きまして、手数料になります。こちらは、口座振込の手数料ということになってございます。続きまして、使用料及び賃借料につきましては、事務機器等の賃借料となっております。次の、負担金、補助及び交付金、こちらは特別定額給付金、1人10万円ということで18億3,000万円を見込んでいます。

それでは、ちょっとお時間を頂きまして、今後のスケジュール等について御説明申し上げます。特別定額給付金につきましては、現在システム改修を行っておりまして、システム組合からは5月17日頃に完成すると聞いてございます。これは、同組合に加盟しております神奈川県内の町村、基本的には同一のスケジュールとなっております。その後、各世帯主宛てに申請書を郵送いたしまして、やり取りを行うというものになっております。

本日、議長のお許しを頂きまして、申請書のサンプルが実は今日届きましたのでお持ちいたしました。部数がございませんので、皆様にお渡しすることはできません。大変申し訳ございませんが、こちらを御覧いただければと思っております。まずこのようなA4の圧着の書類が、皆様の各世帯主宛てに届きます。圧着になっていますので、これを1枚、こう開いていただけますと向かって左側が記入例、右側が申請書ということになります。さらに、これをもう1枚めくっていただきますと、こちらに本人確認の書類や口座を確認するための書類を貼る欄が、その裏についているということになります。最後のページは、こちらは申請書を送る、いわゆる返送用の封筒に、これを切り取って利用いただけるというものになってございます。これが一式ですね、こういった形で世帯主宛てにお届けすることになってございます。なお、こちらにつきましては、町から各世帯主へ送ることになっております。総務省と日本郵便株式会社との間で調整が行われておりまして、手渡しによる接触を避けることや郵送の迅速化を図るということから、今回は全て普通郵便とすることと決まったと聞いております。なお、新型コロナウイルス感染症の予防のため、申請書につきましては全て郵送で受付をするということになっています。その後、皆様の指定の口座へお振込をいたします。また、マイナンバーカードを使いましたオンライン申請につきましては、現時点では国から詳細な情報はございませんが、明日5月1日から申請が可能になるとは聞いております。

次に、支給の時期について御説明申し上げます。前回の定額給付金におきましては、これは全国平均としてお聞きいただきたいのですが、申請書を受理いたしましてから大体8営業日から14営業日、これぐらいの時間を要していたというものでございます。今回、オンラインの申請の方で5月上旬までに申請された方につきましては、5

月中旬にはお振込できるのではないかと考えてございます。なお、郵送による手続の方につきましては、申請書の提出時期にもよりますが、早い方では5月末から6月上旬には第1回目の支給ができるものと考えてございます。いずれにいたしましても、1日でも早く町民の皆様のお手元に届くように、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

説明としては、以上となります。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

次に、3款民生費、2項児童福祉費、3目子育て世帯臨時特別給付金関係費、説明欄、子育て世帯臨時特別給付金関係費25,72万5,000円、内訳といたしましては、会計年度任用職員報酬から下から2つ目の手数料までの事務経費と、子育て世帯臨時特別給付金として、2,514人掛ける1万円の、2,514万円を計上してございます。

○財務課長（田中栄之）

13款予備費です。今回の補正による歳入歳出における端数を予備費で調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。13ページの特別定額給付金給付関係費について伺いしたいと思います。

ただいま、課長のほうから今後のスケジュールについて一定の説明がありましたけれども、課長のほうからもありましたように1日でも早くですね、町民の皆様のお手元に届けることが大事だと思います。そのことについて、しっかりとやっていきたいというようなお話でございましたけれども、郵送で申請した場合ですと、早ければ5月末から支給が開始できるというようなお話でございました。その中で、オンライン申請のことが、お話がございましたけれども、このところで、国からまだ詳細はまだ明らかにされていないということでございますけれども、オンライン申請だと早めにどうやら頂けるといようなお話だったかと思います。そこで、ちょっと伺いたいのですけれども、昨今全国紙の報道で、安倍総理がですね、定額給付金を支給するということを発信をした、国会で表明をされた日から、マイナンバーカードの全国の1日の申請件数が約2倍近くに跳ね上がったというような報道がされておるところでございます。そうしますと、当然我が町もマイナンバーカードをこの機会に作りたいという方が大分急増されることが予想されますが、その辺の窓口の対応策ですね、どのように考えてらっしゃるのかお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、石田議員の御質問にお答えいたします。議員の御指摘のとおり、郵送よりもオンライン申請であれば、申請そのものが早いことになりますので、給付も早くなると、先ほど御説明申し上げたところでございます。税務窓口課の担当のほうに、例えば今日マイナンバーカードを申請したらいつぐらいに出来上がるのかということを確認いたしましたところ、現在は1か月半から2か月時間がかかるというふうに聞いております。ということになりますと、この給付金のためだけにマイナンバーカードを取得してオンラインで申請しようとしますと、結果的には郵送よりもさらに遅くなってしまう可能性が現時点では高いというふうに考えております。

○議長（吉田敏郎）

9番、石田議員。

○9番（石田史行）

9番、石田史行でございます。そうなんですよ。私もマイナンバーカードを作ったときに、申請したらすぐ届くわけではなくて、一月はかかるんですよ。その辺を誤解している方が結構多くて、ただ、そうはいつでもやはり報道が先行しちゃってますね、オンライン申請でやれば早めに届くという。若い方を中心に大分問合せを私頂いていまして、そうすると、マイナンバーカードを作りたいという方がやはり、今殺到してないのかもしれないけれど今後増えてくると思うんですよ。そうすると、まあ悩ましいところではありますけれど、今こういう状況ですから3密になってしまいますのでね、その辺の対応策についてはしっかりと、人のケア等も含めてしっかりやっていただきたいなあとと思うところでございます。

それでもう一つ伺いたいのですけれども、定額給付金のことでございますが、全国民にですね1人10万円を支給するという、まさにすごい、前代未聞の施策でございまして、これもいろいろ経緯はあったものではありますが、結果的にはよかったのかなと思うところでございます。それでこの定額給付金ですね、1人10万円ですけれども、ある町民の方からお話がありましたのでちょっと御紹介させていただきたいんですけれども、高齢者の方を中心にですね、この10万円を取りあえずは頂きますと。頂くんだけれどそれをぜひ町のために使ってほしいと、町に寄附をしたいという方が、まず1人私のほうにお話を頂きました。1人だけだったら、特別あの、まあいいんじゃないですかという話なんですけれども、これが複数の高齢者の方から、この10万円をぜひ単に一般寄附としてじゃなくて、使途、目的を明確にした上で寄附を募っていただいたら、一旦頂いた10万円をぜひ寄附をしたいという方がかなりいらっしゃるようなんです。私も驚いたんですけれども、開成町の人たちって、御奇特な方が多いなという感じはしているんですが、そういう意味で、急な御提案で御回答は頂けないかもしれませんが、検討していただきたいのは例えばですね足柄上病院、先ほど町長のお話の中にもございました、医療従事者の方が非常に頑張っているというところでございます。例えばフェイスシールドが足りないとかそういう話も出ているところでございますので、例えばですけれどもね、そういった方

を支援するために、頂いた定額給付金を寄附をしていただく、町として募ったりとか、あるいは母子世帯とか本当に貧しい方々に別途、定額給付金以外にそこから支給をしてあげるとか、そういった、寄附をするにはやはり受皿をつくらなければいけませんから、その辺の検討をぜひお願いしたいと思いますが、差し支えない範囲でお答えいただければ、お願いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、行政全般に関わることで私のほうからお答えをさせていただきます。もちろん、今ですね1社、企業のほうからも新型コロナウイルス対策関連に使っていただきたいということで寄附の申出もあったところですので、その辺は、寄附の受入れ窓口がはっきり分かるような対策は、施していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

7番、井上三史です。基本的なことを1点確認させていただきたいと思います。システム改修が5月17日までかかるであろうということと、郵送で早い場合で5月末から6月上旬あたりから支給ができるというふうなことでございますけれど、確認させていただきたいことは、このシステム改修が終わってからの発送というよりは、このシステム改修には関係なく5月に入れば発送が始まるものなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、井上議員の御質問にお答えします。私のほうの説明が混同してしまっておりまして、ちょっと分かりづらかったかと思います。

システム改修は2つ種類がございます。1つは職員が申請書进行处理するためのシステムの改修、これが5月17日と、同じくこの申請書そのものを、システム改修を行って出力して町に納品されるのが大体5月17日で同じ時期ということになっております。ですので、町独自でこの申請書を作って先に送ればという選択もあろうかと思いますが、そうしますと住民基本台帳から、世帯ごとのデータを全て抽出しなければいけない、それも間違いなくやらなければならないと、なかなかこれが、町単独では難しいと、どうしてもこれはシステム会社に委託せざるを得ないというところで、システム組合にお願いをしているということになってまいりますので、この申請書そのもののシステム改修と、町職員が頂いた申請書进行处理するシステム改修と、この2

つが大体５月１７日をめどに完成するという事になってございます。

○議長（吉田敏郎）

７番、井上三史議員。

○７番（井上三史）

そうしますと、再確認のような形になりますけれども、発送そのものはやはり５月１７日以降ということの、確認でよろしいですかね。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、井上議員の御質問にお答えいたします。順調にシステムの方が改修できれば、５月１１日ぐらいに町のほうに納品されると御説明申し上げました。これがきちんとデータが処理できているかということを確認いたしまして、その後速やかに発送いたしますので、同日というわけにはいかないかもしれませんが、確認が出来次第速やかに、皆様へお送りするようにいたします。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

５番、茅沼議員。

○５番（茅沼隆文）

５番、茅沼です。ちょっとささいなことですがお聞きしたいのですが、この１８億３，０００万円の特別定額給付金、これは対象人数が１万８，３００人というふうに見えるんですが、先ほどの子育て世帯のほうでは、２，５１４人というふうにお聞きしましたけれど、それぞれこの人数を確定する基準日というのがあると思うんですね。例えば、今日生まれた人は対象になるのかならないのか、今日お亡くなりになった方は対象になるのかならないのか、いろいろと細部を言うと混乱するところがあると思うんですよ。ですから、その辺の基準日はいつなのかということを確認をお願いしたいことと、それから、先ほど御説明がありました申請書を送り返すということですが、送り返すときに、これもささいなことで、こんなこと聞くのは恥ずかしいんですけど、切手を貼るというのは面倒くさいんだよね。だから料金後納郵便で扱っていただけるのかどうか、その辺の確認をさせてください。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、茅沼議員の御質問にお答えいたします。まず基準日でございます。こちらは全国統一で、令和２年４月２７日現在ということになります。給付金のほうで用いています１８億３，０００万、いわゆる１万８，３００人という数字ですが、こちらは令和２年３月３１日現在の住民基本台帳の人口が１万８，０６３人となっています。ここに若干の、約１か月の増加分を見込んで、若干多めだとは思いますが、１万８，３００人という形で計上させていただいているものになります。それから、返送用、

申請書を送るときの封筒でございます。こちらでも説明が足りませんで申し訳ございませんが、このような封筒を用意しておりまして、実はここに、料金受取人払いという形になっています。皆様は郵便局、新型コロナウイルスでございますので、ポストがあればポストに投函していただければ、そのまま町の企画政策課に届くと。特段切手を貼っていただいたりとかというお手間をおかけしないように、そのままポストに投函していただけるような仕組みを用いておりますので、御安心いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。確認させてください。それでは、先ほどの子育て世帯のほうも、4月27日現在でよろしいんですね。

○議長（吉田敏郎）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

茅沼議員の御質問にお答えいたします。こちらの、子育て世帯の臨時給付金につきましては基準日を3月31日といたしまして、児童手当法に基づきます4月の支給対象者に対して行うということで定められてございます。なので、令和2年3月31日の基準日で、31日までに生まれたお子さん、31日に生まれたお子さんも対象ですが、4月1日生まれのお子さんは対象外とさせていただいております。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。そうすると矛盾を感じるんですけれども、この子育て世帯のほうは3月31日ですから、4月1日から4月27日までに生まれた方は対象ではないと言いながら、特定定額給付金の場合はそれは対象になっているという理解でよろしいんですね。そうすると、この辺の矛盾点は何とも思わないかな。何か引っかかるんだけれど。気にするほうがおかしいのかな。何かいい知恵があったら教えていただけると。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

いずれも国からの指示といいますか、全国統一の基準でございますので、町としてはいかんともしい難いということで、御理解いただくしかないのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。
（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第30号 令和2年度開成町一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。